

2026 年 7 月 24 日

地区本部長 各位
都道府県本部長 各位
支部・団体 各位
会員 各位

公益社団法人日本空手協会
専務理事 泉屋誠三

正会員及び特定会員の入会金及び会費の改定について

拝啓

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、過日令和 8 年 6 月 13 日に開催されました定期社員総会におきまして、料金の一部改定が可決承認されました。

公益社団法人日本空手協会は、2004 年の会員会費改定から 22 年間に亘り据え置きして活動してまいりました。しかし、継続的な諸物価の高騰、少子高齢化による会員減少、海外会員管理に係る事務作業の効率化を図るためのインフラ整備の必要、各種大会の費用捻出など、事務処理の効率化による人件費の抑制や経費全般の見直し等、可能な限りの効率化や合理化をすすめてまいりましたが、協会事業の安定運営が困難となる恐れが生じております。そのため、今回の入会金及び会費の改定となりました。

会員の皆様には、ご負担をおかけすることとなりたいへん申し訳ございませんが、ご理解ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

入会金及び会費

(現 行)			(改 定)		
項 目		料 金	項 目		料 金
入会金			入会金		
	正会員 特定会員 (但し、海外会員を除く)	1,000円 ※1		正会員 特定会員 (但し、海外会員を除く)	2,000円 ※2
会費			会費		
正会員	一般(年額)	3,000円	正会員	一般(年額)	4,000円
	永年	25,000円		5年	18,000円
特定会員	一般(年額)	3,000円		10年	35,000円
	永年	25,000円		永年	50,000円
	海外(年額)	600円 (5ドル)	特定会員	一般(年額)	4,000円
				5年	18,000円
				10年	35,000円
				永年	50,000円
				海外(年額)	600円

※1 入会時に別途、会員手帳代600円がかかる

※2 会員手帳代600円を含む

2. 施行にあたって

- ①施行日は令和8年（2026年）10月1日といたします。
- ②申請および入金が令和8年（2026年）9月30日までに完了した会員については、現行の会費を適用といたします。